

はるかなる
つなぐ



あいのまちづくり

第2期東広島市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

東広島市

はじめに



近年の急速な少子高齢化の進行により、労働力の減少だけでなく、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下が危惧されるなか、核家族化や地域のつながりの希薄化、女性の就業率の上昇など、子どもと子育てを取り巻く環境も大きく変化してきています。

こうした状況を受け、国においては、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため、子ども・子育て関連 3 法に基づく「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。さらに令和元年 10 月からは、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

本市ではこれまで、平成 27 年 3 月に策定した「東広島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種子育て支援の充実に取り組んでまいりました。この計画の計画期間の終了にあたり、これまでの取組みの検証を行うとともに、子育て世帯や子育て支援に携わる方々のご意見もお伺いしながら検討を重ね、並行して見直しを行った、最上位計画である総合計画と方向性を同じくする「第 2 期東広島市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、これまでの計画で基本理念としていた「つながる つなげる 育ちあいのまちづくり」を継承しながら、乳幼児期における教育・保育の充実と、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組み、家庭・地域・関係団体・行政などが一体となって支え合い、子どもが家庭や地域の愛情を受けながら、健やかに成長できる環境を整えてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、東広島市子ども・子育て会議委員、関係機関の方々に心から厚くお礼を申し上げます。

今後とも、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、子育て支援施策を推進してまいりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

東広島市長 高 垣 廣 徳

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 本市の状況、国・県の動向	2
3 計画の位置付け	11
4 計画の期間	13
5 策定の方法	13

第2章 第1期計画の評価

1 基本目標ごとの評価	15
（1）子どもと子育て家庭への支援	15
（2）地域の子育て支援力の強化	18
（3）仕事と子育ての両立支援	21
（4）子どもの教育環境の整備	23
2 子育て環境の総合的な評価	25
3 第2期計画に向けた課題	26

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	29
2 計画の基本目標	31
3 計画の体系	34

第4章 基本施策と取組み

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実	35
基本目標2 社会的な支援が必要な子どもへの支援の充実	38
基本目標3 仕事と子育てを両立するための支援の充実	45
基本目標4 地域の子育て支援力の強化	48
基本目標5 次代を担う子どもを育てる教育・保育の推進	52

第5章 計画の推進方策

1 子ども・子育て支援法に基づく「量の見込み」と確保方策	55
2 幼児教育・保育の一体的提供等の推進	87
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	88
4 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組み	89

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制	91
2 地域が一体となった取組みの推進	91

資 料

1 東広島市子ども・子育て会議条例	93
2 東広島市子ども・子育て会議委員名簿	95
3 子育て・少子化対策部会及び保育部会の設置について	96
4 調査結果	97
5 パブリックコメントの実施結果概要	106
6 用語解説	107

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行は、労働力の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招くことが危惧されています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化、女性の就業率の上昇、結婚や子どもを生み育てることに対する若者の意識の変化など、子どもと子育てを取り巻く環境も変化してきています。

国においては、次代を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定されました。

さらに、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、質の高い幼児期の教育・保育へのニーズの高まりや、待機児童の増加等に対応するための取組みが進められてきました。

また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、子育て支援や社会保障の基盤強化により経済を強くすることが掲げられ、「希望出生率1.8」に向けた取組みが推進されてきました。

本市においては、平成27年3月に策定した「東広島市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）に基づき、子どもの成長、子育てを支援する取組みを推進してきました。

しかし、総人口が増加する一方で出生数は減少しており、待機児童の問題や、子育てに不安や負担を感じている家庭の状況もニーズ調査結果に表れています。

このような状況を踏まえ、子どもの成長、子育てを支援する取組みの更なる充実を図り、総合的に推進するため「第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定しました。

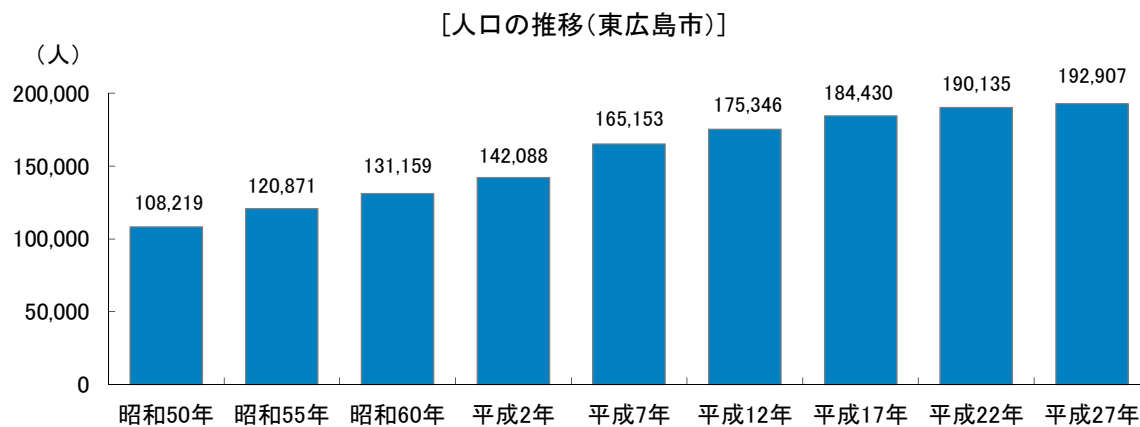


2 本市の状況、国・県の動向

(1) 本市の状況

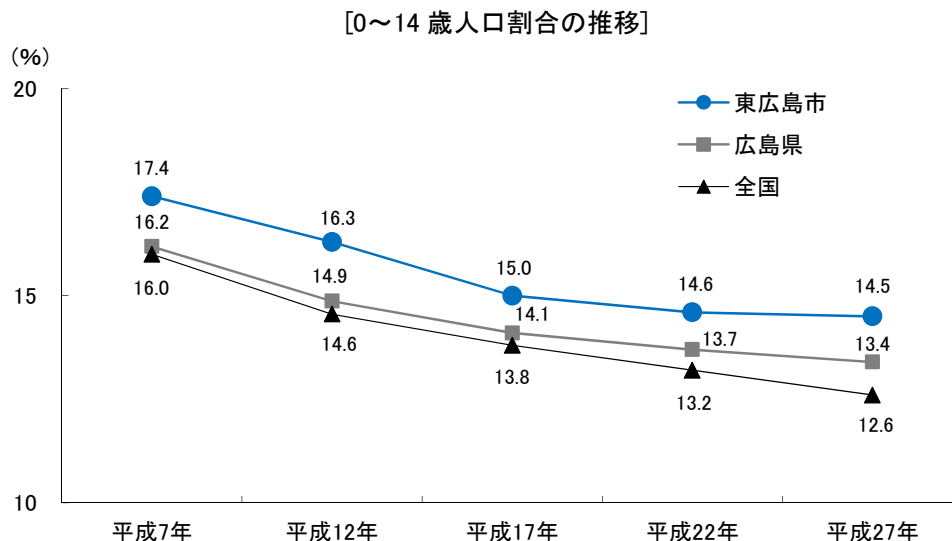
ア 人口の推移

本市は、学術・研究機能の集積、産業団地、産業支援機関等の産業基盤の整備等により、都市として成長し、人口は増加傾向にあります。



資料：国勢調査

本市の0～14歳人口の割合は、全国、広島県よりも高い値で推移していますが、減少傾向にあり、全国的な動向と同じく、本市においても少子化が進行しています。



資料：国勢調査

注) 年齢不詳を除く。

本市の住民基本台帳による近年の人口をみると、増減は地域により差があり、地域別の0～14歳人口（年少人口）は、西条地区は増加していますが、横ばいである八本松地区を除く地区では減少しており、市中心部への人口集中と周辺地域における人口減少が進行しています。

[地区別人口の推移(東広島市)]

(単位:人)

地 区		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
市全体	総人口	184,174	184,929	185,147	186,012	187,182
	年少人口	27,785	27,848	27,709	27,540	27,368
西条地区	総人口	72,339	73,952	75,044	76,312	78,051
	年少人口	13,489	13,769	13,878	13,847	13,935
八本松地区	総人口	28,312	28,316	28,368	28,824	29,086
	年少人口	4,518	4,509	4,476	4,530	4,514
志和地区	総人口	7,036	6,914	6,833	6,770	6,649
	年少人口	647	624	618	597	554
高屋地区	総人口	30,768	30,504	30,216	30,009	29,990
	年少人口	4,418	4,318	4,167	4,088	4,030
黒瀬地区	総人口	23,043	22,934	22,812	22,645	22,454
	年少人口	2,724	2,705	2,709	2,666	2,617
福富地区	総人口	2,558	2,504	2,473	2,425	2,389
	年少人口	235	225	217	207	212
豊栄地区	総人口	3,558	3,460	3,389	3,304	3,242
	年少人口	238	225	224	220	211
河内地区	総人口	6,192	6,149	6,024	5,947	5,780
	年少人口	578	565	567	569	529
安芸津地区	総人口	10,368	10,196	9,988	9,776	9,541
	年少人口	938	908	853	816	766

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

注）人口には外国人を含む。

広島県人口移動統計調査の結果によると、平成29年の本市の転入者は県内で3番目に多く、人口に対する割合は、転入者が2番目に多い福山市よりも高くなっています。

[転入者数]

順位	市町	人口（人）	転入者（人）	人口に対する割合
1	広島市	1,198,555	67,794	5.7%
2	福山市	463,618	14,872	3.2%
3	東広島市	194,135	9,534	4.9%
4	呉市	223,503	7,092	3.2%
5	尾道市	135,545	3,953	2.9%

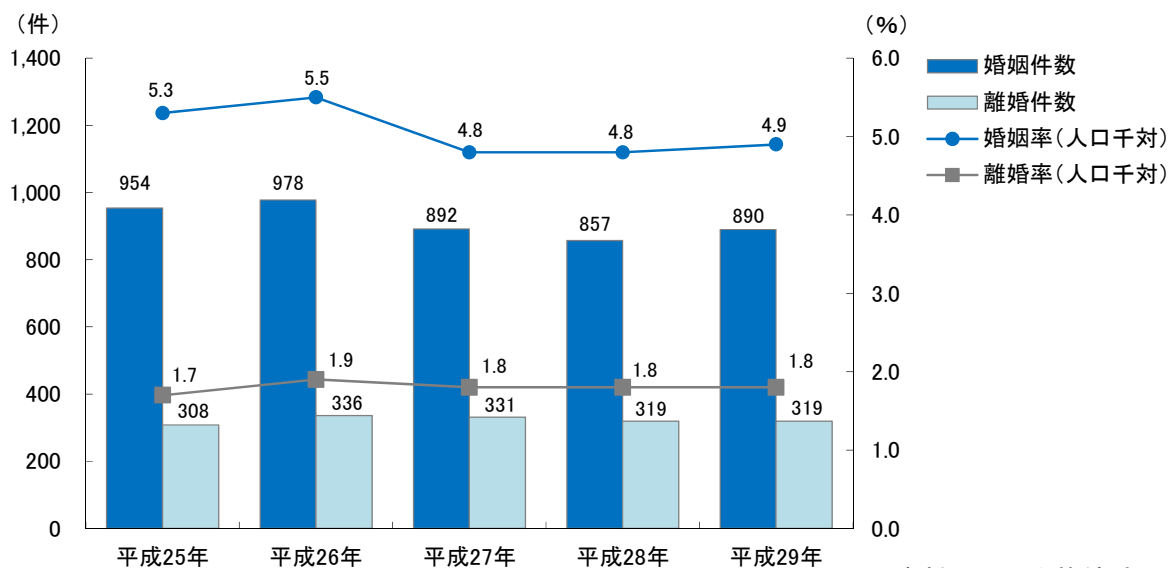
資料：広島県人口移動統計調査（平成29年）

イ 婚姻・出生等の推移

本市の婚姻件数は、平成 27 年に前年より大きく減少し、その後 800 件台で推移し、婚姻率も平成 27 年に落ち込み、その後横ばいとなっています。

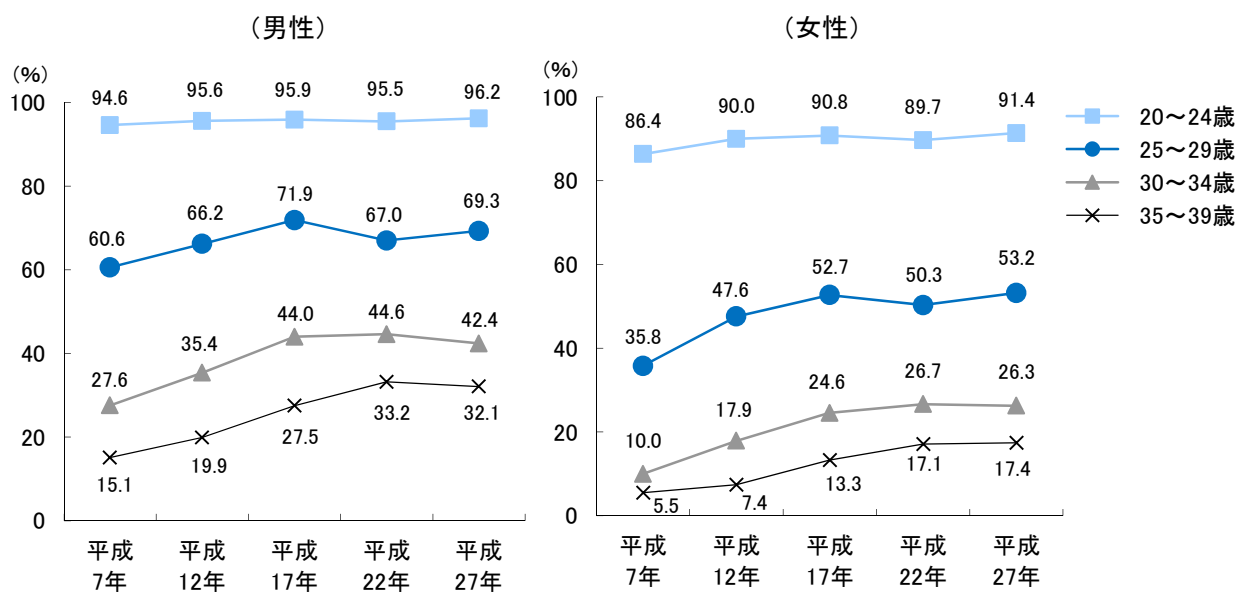
また、離婚件数は 300 件台で推移しています。

[婚姻・離婚件数・率の推移(東広島市)]



国勢調査による本市の婚姻の状況をみると、未婚率は上昇傾向にありましたが、平成 22 年以降その伸びは鈍化しています。

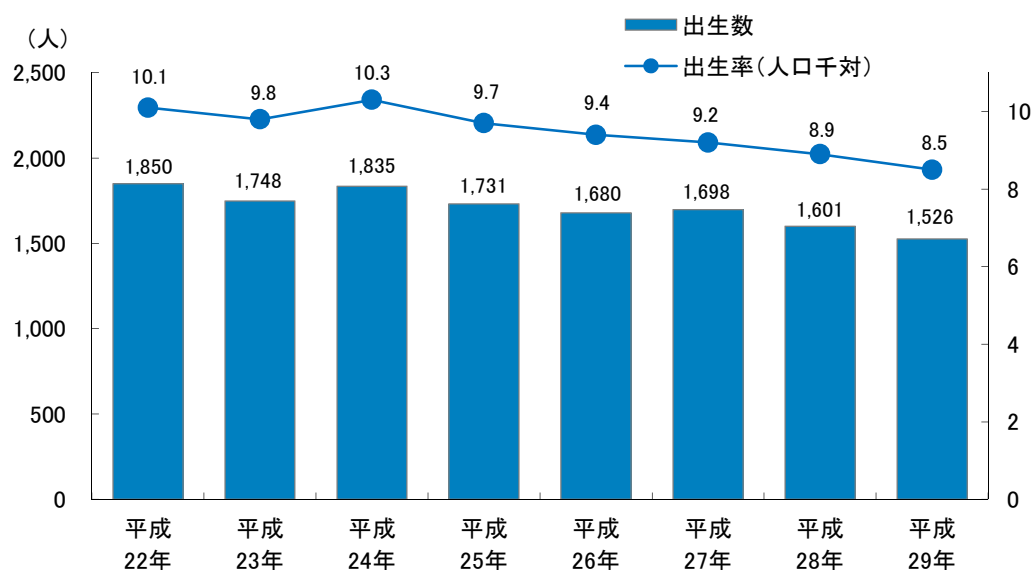
[未婚率の推移(東広島市)]



資料：国勢調査

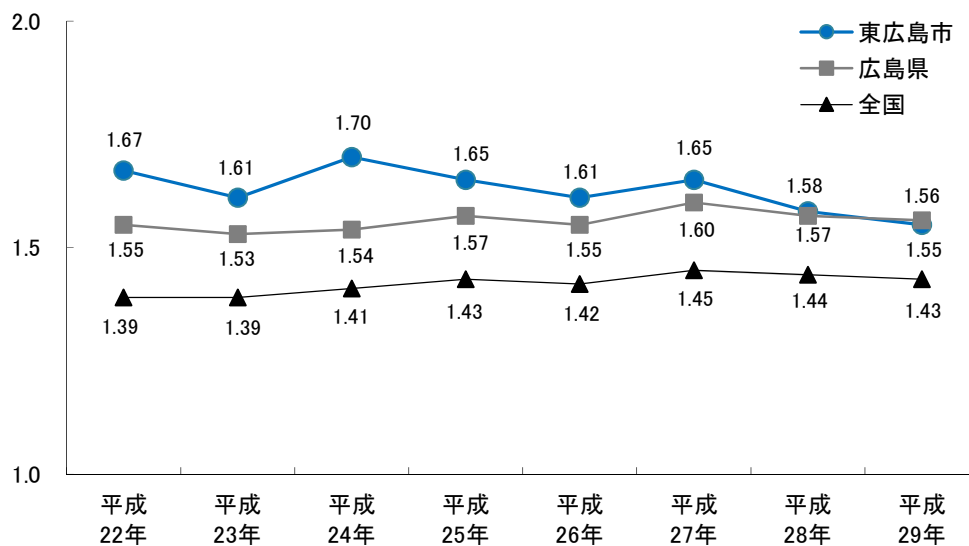
本市の出生数は、平成24年、平成27年を除き、ゆるやかに減少しています。
合計特殊出生率は、全国、広島県よりも高く推移していますが、近年、減少傾向にあります。

[出生数・出生率の推移(東広島市)]



資料：人口動態統計

[合計特殊出生率の推移]



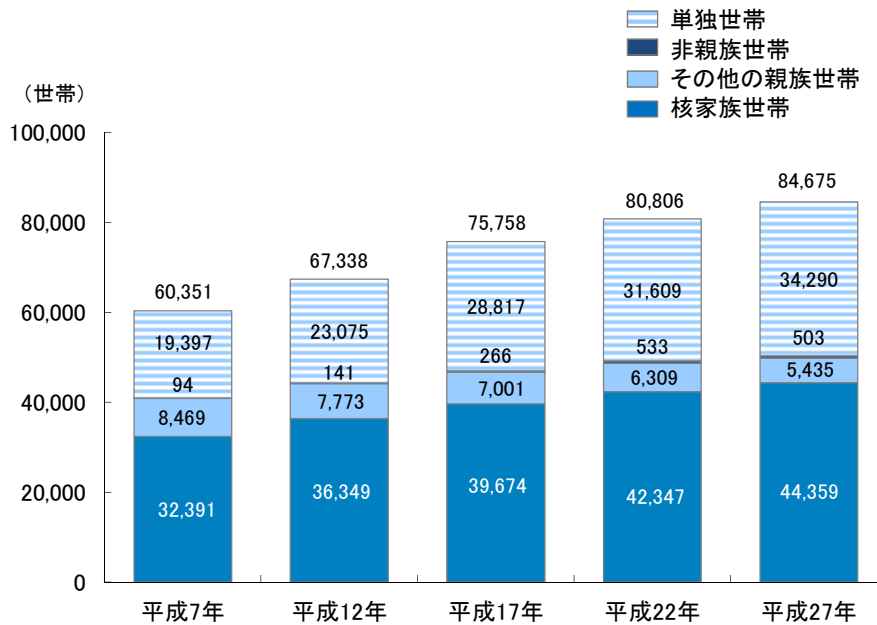
資料：東広島市

ウ 核家族世帯の推移

国勢調査の結果によると、本市の一般世帯数は増加傾向にあり、家族類型別にみると、核家族世帯、単独世帯が大きく増加しています。

また、親族世帯のうち、核家族世帯の占める割合が上昇傾向にあります。

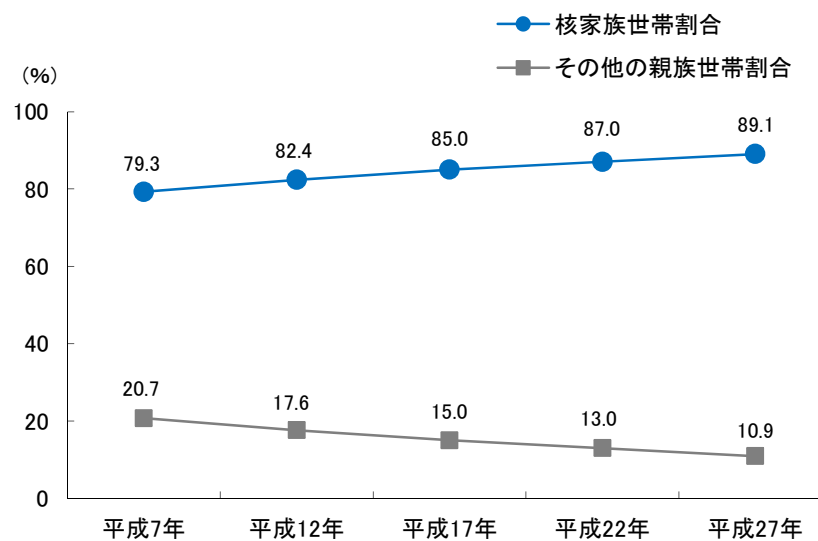
[家族類型別一般世帯数の推移(東広島市)]



資料：国勢調査

注) 一般世帯総数には、家族類型不詳を含む。

[親族世帯に占める核家族世帯・その他の親族世帯の割合(東広島市)]



資料：国勢調査

(2) 国の動向

ア 待機児童解消加速化プラン

都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童解消のための取組みをさらに加速化させるため、平成 25 年に「待機児童解消加速化プラン」が策定され、待機児童解消に取り組む地方自治体に対してその取組みを全面的支援することが示され、保育ニーズのピークを迎える平成 29 年度末までに 50 万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととされました。

イ 少子化危機突破のための緊急対策

平成 25 年に「『少子化危機突破』のための提案」が取りまとめられ、「子育て支援」、「働き方改革」、「結婚・妊娠・出産支援」を「少子化危機突破のための緊急対策」の柱として打ち出し、これらを「3本の矢」として、結婚・妊娠・育児の切れ目のない支援の総合的な政策の充実・強化を目指すこととされました。

ウ 放課後子ども総合プラン

平成 26 年に「放課後子ども総合プラン」が策定され、令和元年度末までに、放課後児童クラブについて、約 30 万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的又は連携して実施することを目指すこととされました。

エ 地方創生

「『東京一極集中』の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」の3つの視点を基本とし、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、日本の人口・経済の長期展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、今後 5 年間の目標や基本的方向、具体的施策を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

オ 新たな少子化社会対策大綱

平成 27 年に新たな「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、「子育て支援策の一層の充実」、「若い年齢での結婚・出産の希望の実現」、「多子世帯への一層の配慮」、「男女の働き方改革」、「地域の実情に即した取組強化」の5つの重点課題が設けられました。

カ ニッポン一億総活躍プラン

平成 28 年に「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、経済成長の隘路^{あいろ}である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策が掲げられました。

キ 働き方改革実行計画

平成 29 年に「働き方改革実行計画」が策定され、時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等を目指すこととされました。

ク 子育て安心プラン

平成 29 年に「子育て安心プラン」が公表され、令和 4 年度末までに女性就業率 80%にも対応できる 32 万人分の保育の受け皿を整備することとされました。また、「新しい経済政策パッケージ」では、32 万人分の保育の受け皿の整備を令和 2 年度末までに前倒しすることとされました。

ケ 人づくり革命

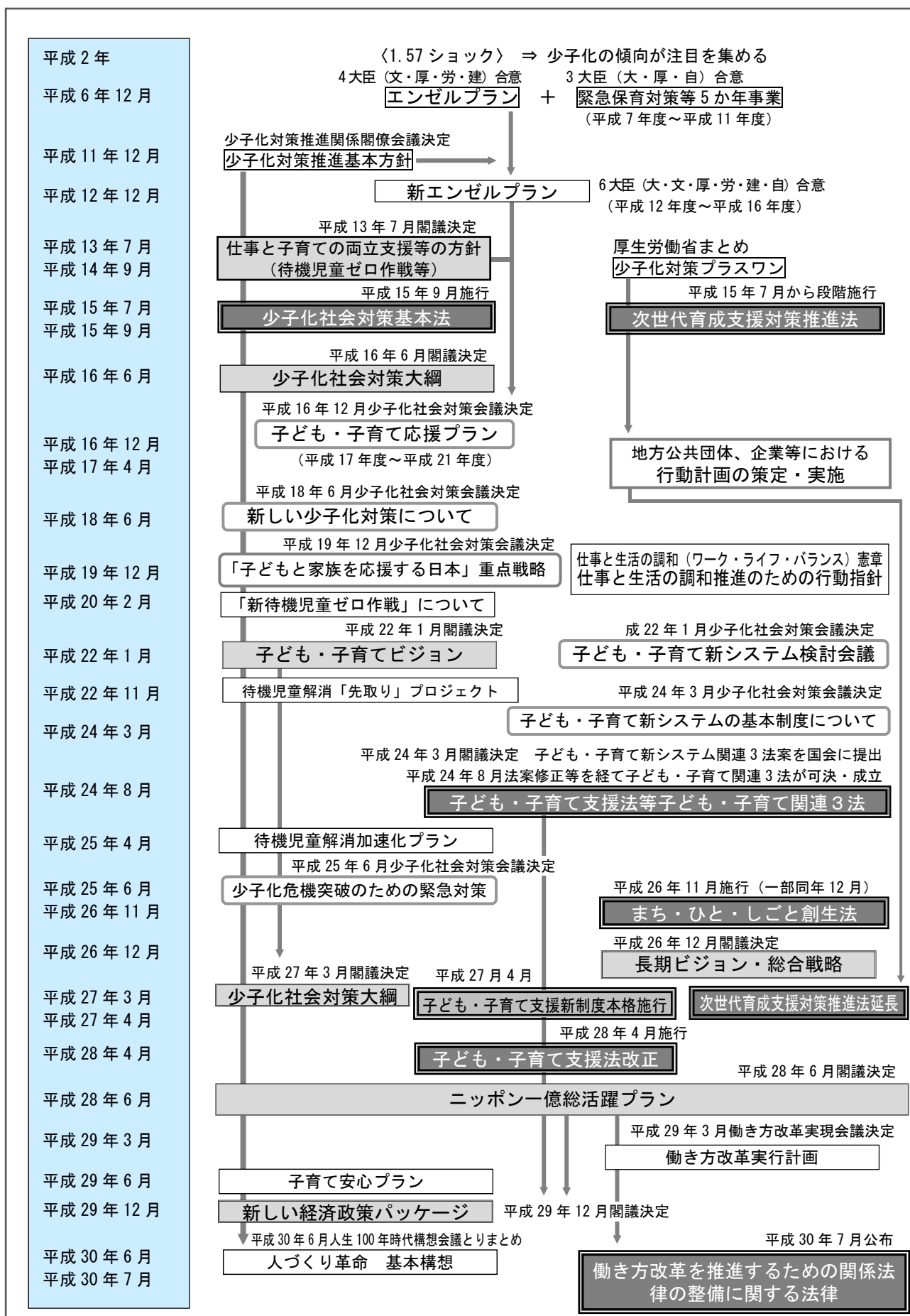
平成 30 年に「人づくり革命 基本構想」が策定され、内容が「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に盛り込まれました。幼児教育の無償化について、令和元年からの全面的な実施を目指すことや、その対象者・対象サービスの詳細等が示されました。

コ 新・放課後子ども総合プラン

平成 30 年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブについて、令和 3 年度までに約 25 万人分を整備し、令和 5 年度末までに約 30 万人分の受け皿を整備することとされました。



[国の少子化対策の経緯]



(3) 県の動向

広島県においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年 3 月に前期計画として「未来に輝くこども夢プラン」が、また、平成 22 年 3 月に後期計画として「みんなで育てるこども夢プラン」が策定され、次世代育成支援のための施策が総合的かつ効果的に推進されてきました。

また、平成 27 年 3 月に子ども・子育て支援法に基づき、少子化対策としての結婚・妊娠・出産支援や仕事と子育ての両立支援、乳幼児期の保育・教育などの施策を切れ目なく総合的に推進するため、「ひろしまファミリー夢プラン（平成 27 年度～令和元年度）」が策定され、平成 30 年 3 月に一部見直されました。

《県の新たな取り組み》

◇「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プロジェクト

幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育や家庭における教育・保育の内容づくりや、幼保小の接続に係る研修会、家庭での具体的な取り組みなど、子育てに役立つ情報の提供や子供への接し方等についての教材の開発及び学習機会の提供等を通し、全県的な乳幼児期の教育・保育の充実を図っています。

◇学びのセーフティネット構築

小学校低学年からの学習のつまづきの実態把握や学力に課題のある児童生徒への学力向上対策を強化するとともに、市町等にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の家庭状況等に応じて、福祉部門との連携を強化しています。また、大学等進学時の経済的負担軽減のため、市町村民税所得割額非課税世帯の生徒に対し、一定の基準に該当する場合、進学に必要な経費の一部を給付しています。

◇子供の未来応援

有識者等による検討会「子供の貧困総合支援施策検討委員会（仮称）」を設置し、子供の貧困対策における総合的な支援策をとりまとめています。また、県・市町・経済団体等、多様な主体により構成された会議「子供の未来応援推進会議（仮称）」を設置し、「オール広島県」で子どもの貧困連鎖防止対策を推進する体制を構築しています。

◇ひろしま版ネウボラの構築

妊娠期から子育て期に訪れる子育て・見守り拠点となる「ひろしま版ネウボラ」を身近な地域に設置し、専門職による個別・継続的な相談対応や、妊娠・出産から子育てまで切れ目ないサービスを全県で提供することを目指しています。

3 計画の位置付け

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

【子ども・子育て支援法第61条第1項】

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

- 本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「東広島市次世代育成支援行動計画」を継承する計画です。

【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

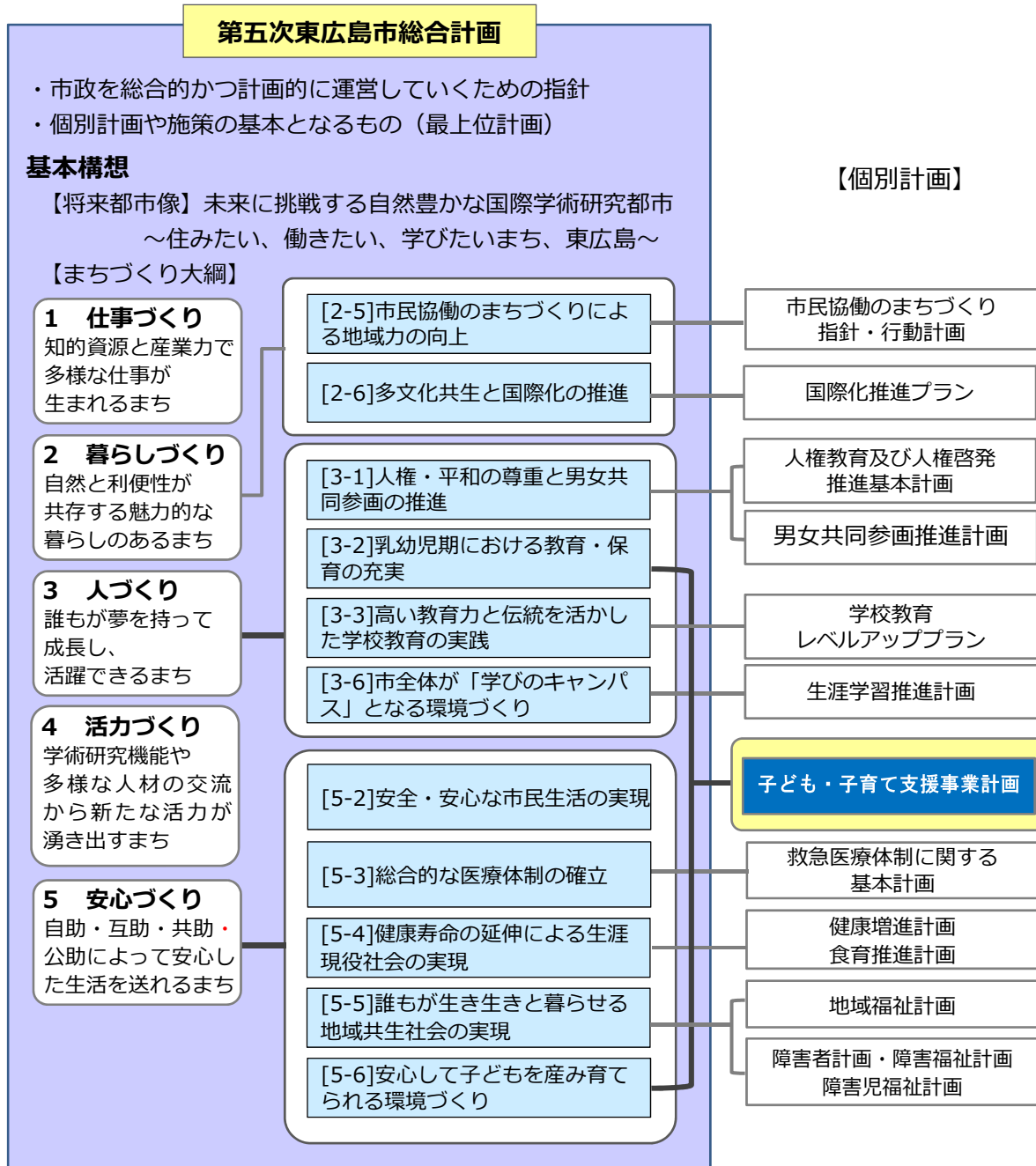
- 本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく子どもの貧困対策計画として位置付ける計画です。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条第2項】

第9条

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

- 本計画は、地域社会での協働のもと、母子保健、児童福祉、教育やその他子ども・子育て支援における環境整備などにかかわる施策を総合的に推進するものであり、「第五次東広島市総合計画」をはじめ、関連する個別計画と整合性を図ります。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間で第2期として推進します。
また、中間年の令和4年度に見直しを行います。

なお、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境、本市の状況等の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	…
第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画										
		中間 見直し		見直し	第3期					
									見直し	第4期

5 策定の方法

(1) 策定体制

本計画の策定にあたり、幅広い関係者の参画による施策の展開と市民の声が十分に反映されることを目的として、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者などで構成される「東広島市子ども・子育て会議」において、計画に関する意見などの集約を図りながら策定しました。

(2) 調査の実施

計画の策定にあたっては、就学前児童の保護者及び小学生の保護者の子育ての実態やニーズを把握するため、東広島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）を実施しました。

[調査の実施結果]

	就学前児童	小学生
調査方法	郵送調査	
調査時期	平成30年10月18日～平成30年11月5日	
対象	就学前の児童がいる世帯	小学1～6年生までの児童がいる世帯
対象者数	3,500 世帯	3,000 世帯
有効回収数(率)	2,064 票(59.0%)	1,756 票(58.5%)